

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

第七条 第三条の二第一項、第三項又は第四項の規定による還付金について
国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項に規定する
還付加算金（以下還付加算金という。）を計算する場合には、その計算の
基礎となる同項の期間は、第五条（前条において準用する場合を含む。）
の申請書の提出があつた日の翌日から起算するものとする。

第十条の二 法第三条第六項の規定により所得税法第二百七条第一項から

第三項までの規定による申告書を提出すべき者が当該申告書に係る所得税
につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けたことにより、法第
三条第七項において準用する所得税法第五十九条第一項若しくは第六
十条第一項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必
要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第二
十三条第一項若しくは第三項の規定により還付される金額がある場合にお
ける所得税法第二百二十条第一項第四号及び第二項並びに東日本大震災から
の復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置
法第十七条第一項第三号及び第四項の規定の適用については、これらの規
定中「更正を」とあるのは、「更正若しくは決定を」とする。

附 則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

改 正 前

第七条 第三条の二第一項、第三項又は第四項の規定による還付金について
国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金（以下還付加算金とい
う。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第五条
（前条において準用する場合を含む。）の申請書の提出があつた日の翌日
から起算するものとする。